

# みつばち企業認定制度 登録事業所募集中！

障がい者雇用の  
促進に一役  
かいませんか？



2014年  
10月1日～

←認定シールの1つです

新潟市と新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”は、障がい者雇用を積極的  
に取り組んでいる企業を認定し、その取り組みを広く発信することで、障がい者雇用に対する  
理解を深めてもらい、障がい者雇用を促進する目的で、新潟市障がい者雇用企業認定制度  
(みつばち企業認定制度)を始めました。

## 障がい者雇用を一緒に広めましょう！

対象企業は、下記基準のいずれか1つ以上に該当する企業です。

項目	内容	努力賞
①障がいのある人への理解	障がいのある人を雇用している 実習等の受け入れ実績がある	
②障がい者雇用への積極性	雇用率2.3%を達成している	前年度比1名以上増加
③雇用の継続・維持	3年以上雇用している人がいる	1年以上雇用している人がいる

※登録料 2,000円(プレート作成代)

※認定された企業には、右の掲示用プレートを配布します。

また、市のホームページ、刊行物等で周知します。



↑ 掲示用プレート

お問合せ先

新潟市障がい福祉課就労支援係  
新潟市障がい者就業支援センターこあサポート

025-226-1249  
025-256-8821

障がい者雇用に関心のある企業が集まる 新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”の仲間も募集しています

[http://www.city.niigata.lg.jp/iry/shofuku/shuro\\_koyo/shuro\\_koyo/mitsubachi-plate/mitsubachi-plate.html](http://www.city.niigata.lg.jp/iry/shofuku/shuro_koyo/shuro_koyo/mitsubachi-plate/mitsubachi-plate.html)




## 1. 対象となる企業等

障がい者雇用に取り組む企業等で、新潟市内の店舗・営業所・支店・施設・工場等の単位での申請をお願いいたします。事業所の規模は問いません。

## 2. 評価基準

評価基準のいずれかを満たす場合にプレート及びシールを支給します。

※初回申請時のみ、プレート代として2,000円かかります。

シールの項目	評価基準
① 障がいのある人への理解 	<input type="checkbox"/> 申請時に障がいのある人を雇用している <input type="checkbox"/> 申請時より過去1年間に実習等の受け入れを行い、障がい者の理解に努めた
② 障がい者雇用への積極性 	<input type="checkbox"/> 従業員43.5人※以上で、雇用率2.3%を達成している <input type="checkbox"/> 従業員22人以上43.5人未満で1人以上、 または、従業員22人未満で0.5人以上雇用している <b>努力賞</b> 雇用率2.3%には達していないが、前年度比1名以上を雇用した  ※雇用率算出上の換算人数です。換算方式については、登録申請書の裏面をご覧ください。
③ 障がい者雇用の継続・維持 	<input type="checkbox"/> 3年以上継続して雇用している障がい者がいる <b>努力賞</b> 1年以上継続して雇用している障がい者がいる

## 3. 申請に必要な書類

- (1) 新潟市障がい者雇用企業認定事業 **登録申請書**
- (2) 申請する事業所で雇用している障がい者の人数分の**雇用保険被保険者証（事業主側）のコピー**

※登録申請書は新潟市ホームページからダウンロードするか、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

[http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/shuro\\_koyo/shuro\\_koyo/mitsubachi-plate.html](http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/shuro_koyo/shuro_koyo/mitsubachi-plate.html)

「新潟市 みつばち」で検索！

## 4. プレート・シール交付の流れと宣伝効果

- ①登録申請書に雇用保険被保険者証のコピーを添えて、下記お申し込み先に申請してください。（郵送可）
- ②決定通知書及びプレート代金の入金方法等を、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートから送付します。
- ③入金を確認後、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートから、プレート及びシールを送付します。  
※ご都合がよろしければ事業所へ伺い、プレートをお渡しします。
- ④プレートにシールを貼り、店頭等に掲示していただくことで、社会貢献活動のPRにつながります。
- ⑤新潟市ホームページに事業所名を掲載するほか、刊行物等で広く周知し、企業のPRに役立ちます。  
※事業所名は公表しないこともできます。

### ◆実施主体

主催（共同主催事業）：新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”、新潟市  
後援：新潟県中小企業家同友会障がい福祉研究部会

### 【お問い合わせ・お申し込み先】

新潟市 福祉部 障がい福祉課 就労支援係  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 本館1階  
電話：025-226-1249 ファックス：025-223-1500  
メール：shogai.wl@city.niigata.lg.jp